資料１６－１

権利侵害情報等への対応に関する事業者ヒアリングの概要

本検討会では、9月3日及び 10 月 15 日の2度にわたり、Google（YouTube）、LINE ヤフー、TikTok、Meta 及び X の5社に対して、権利侵害情報等への対応及び災害発生時の対応についてヒアリングを実施した。

本資料は、これらのヒアリングにおける発表・質疑について概要を整理するものである。

１「権利侵害情報等の発信・拡散に関する検討の論点整理」に対する事業者の受け止め

- 各社から、発信・拡散前の介入を行うこと※の表現の自由に対する影響について慎重な議論が必要であるとの回答があった。

 ※論点整理P. 5「発信・拡散前の事業者による一定の介入は有効な選択肢」のことを指す

- 各社から、権利侵害情報の発信・拡散を抑制するために自主的に実施している対策について回答があった。

- そうした自主的な対策には相当な投資が必要であるため、自主的な取組への評価、共同研究の推進など、前向きなインセンティブが生まれるような行政による取組を歓迎すると回答した社があった。

- 権利侵害情報の範囲や対象事業者など、対象を明確化する必要があると回答した社があった。また、そのような明確な定義が比例的かつ効果的な対策を行う前提になると回答した社があった。

- 対策の内容については、サービス特性や技術的な実現性、既存の取組や表現の自由への影響に配慮した、実態に即した検討をする必要があると回答した社があった。

- また、悪意のある行為者は検知回避手法を変化させるため、過度に具体的な要件は対策の実効性を損なうおそれがあり、比例的かつ柔軟な枠組みが必要であると回答した社があった。

２ 権利侵害情報等への対応

（1） 利用規約等に定めている情報類型（名誉毀損・侮蔑的表現）について

- 権利侵害情報という類型を利用規約等に位置付けた上で削除等の対応をしていると回答した社があった。また、法的に権利侵害が認められる投稿に限らず、権利侵害のおそれがある投稿や、過度な批判等の投稿についても削除対象としていると回答した社があった。

- 一方で、権利侵害情報（特に名誉毀損や侮蔑的表現）は、真実性や公共性・公益目的の有

無や投稿の内容や文脈によって評価が異なるため判断が困難であるとして、権利侵害情報であることをもって対処することは困難との回答をした社があった。加えて、権利者による申出なく主体的に対応することの困難性を指摘する社もあった。なお、こうした回答をした社であっても、自ら定める利用規約等に反する場合には、当該利用規約等に基づき対応すると回答した。

（2）判断基準・意思決定プロセス等のガバナンス体制について

- 全ての社から、技術（システム）と人による審査を組み合わせて利用規約等への違反に対処しているとの回答があった。
- また、モデレーション（削除、表示順位の低下等）の対象となった発信者からの異議申立てに対して、独立した監督委員会による審査を実施していると回答した社があった。
- 24 時間 365 日対応の専門チームを置くとともに侵害情報調査専門員が削除基準の見直しを継続的に検討していると回答した社もあった。

（3）利用規約等の周知の工夫について

- 利用者への情報提供・周知として、利用規約等において禁止される投稿に関する解釈や具体例等を利用者向けに分かりやすく説明するためのガイドラインを作成・公表していると回答した社があった。
- 投稿の削除等の措置を講じる際の発信者に対する通知において利用規約等に違反する旨を補足していると回答した社や、同通知により削除の理由及び異議申立ての方法を案内していると回答した社があった。
- 利用規約等に違反する投稿を繰り返す利用者に対して名誉毀損罪や侮辱罪等に該当するリスクを周知していると回答した社もあった。

（4）権利侵害情報の発信・拡散を抑止するためのサービス設計上の工夫とシステミックリスクへの対応

- 複数の社から、利用規約等に違反する投稿に対し、おすすめ欄や検索結果から除外するといった視認性の低下のような取組や、収益化の制限のような取組を実施しているとの回答があった。
- 複数の社から、利用規約等に違反する投稿をした場合には削除等のモデレーションや収益化の停止等を行うことがある旨の警告表示・注意喚起を実施しているとの回答があった。

■ 複数の社から、AI 生成された画像等を投稿する発信者が自らAI生成の旨を表示することを利用規約等により義務付けているとの回答があった。また、投稿された情報が AI 生成物であることを検知しサービス側でその旨のラベルを表示しているとの回答もあった。

■ 以上のほか、各一社から、次のような回答もあった。

著作権の保護のため、適格な著作権者が提出した参照ファイルとアップロードされたコンテンツの一致を検出し、著作権者が対処する機会を提供する機能を提供している

表示される情報を利用者がコントロールできるよう、コメントの表示のオンオフを切り替えられる機能を提供している

AI 等の来歴情報の標準化の推進や、誹謗中傷等が多発するおそれのある大規模イベントの運営機関と連携した誹謗中傷対策など、外部機関との連携・協調を実施している

(5)国・研究者等へのデータアクセス提供による協力について

■ 研究者向けのデータアクセスとして、適格な学術研究者に API による公開データへのアクセスを提供していると回答した社があった。また、自社の社会的影響を研究できるようリサーチツールやデータセットを提供していると回答した社があった。

■ 有料(従量課金制)の API により公開データへのアクセスを提供していると回答した社があった。また、日本は対象外であるとしつつ研究・分析用のツールによる公開データへのアクセスを提供していると回答した社もあった。

■ 「おすすめ」タイムラインのレコメンデーションアルゴリズムのコードを公開していると回答した社があった。また、建設的なコメントを上位に表示するための順位付けモデルの API を外部に無償で提供しているという社もあった。

(6)一般的監視(網羅的監視)について

■ 複数の社から、任意に実施するものについては禁止されるような行為ではないと考えるという回答があった。

【構成員からの主な意見】

- サービス設計やアーキテクチャレベルでの対策には相応のコストが生じることも踏まえ、事業者がこういった自主的な取組を行うことにインセンティブを生む仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 事業者の取組や規約等が分かりやすく表示されることで、利用者のサービス選択にも資するのではないか。
- レコメンド機能やトレンド等によるサービス設計上のリスクを各社が認識し、自主的な取組が行われているところ、こうした取組の効果を検証可能な形で示していくことが重要ではないか。
- 利用者と協働して安全な環境を作っていく観点から、利用規約等の分かりやすい周知に引き続き取り組むことが重要ではないか。
- 利用者自らが考え適切な発信を行うように促すなど、表現の自由に配慮しつつポリシーに違反する投稿の発信を抑止する措置が講じられている。SNS 等に流通する権利侵害情報による被害は拡大の一途を辿っており、個別の事後救済では限界がある中で、こういった手段は有効と考えられるのではないか。
- 表示制限や警告ラベルの付与等、削除以外の表示上の措置が、各社において実施されている。効果的であると思われることから、国が具体的な対応を一律に求めることは難しいと考えられるものの、推奨例を示していくことはあり得るのではないか。
- 大規模プラットフォーム事業者の対応が社会に共有されるよう、実効性のある方法を検討する必要があるのではないか。
- 情報流通の実態及び事業者の取組状況等の把握に資するよう、研究者等による適切な形での外部検証を可能とするデータアクセスが重要ではないか。
- 適切なデータアクセスの実現のためには、我が国の研究者等が利用しやすい環境（費用負担を含む）を整備することも必要ではないか。
- 1 社から示された、利用規約等の違反に当たらない名誉毀損の主張への対応に際しては裁判所の命令等を要するとの考え方については、権利侵害等への対処という観点でさらに議論を深める必要があるか。